

粉じん作業に関する自主点検の実施結果について

小田原労働基準監督署
安全衛生課

平成24年4月1日付けで改正された、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則にて、屋外における金属をアーク溶接する作業と、屋外における手持ち式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業について、新たに呼吸用保護具の着用等が義務付けられたところであるが、今回、当該作業を行っている可能性がある管内事業場に対して行った自主点検結果を以下にとりまとめます。

自主点検対象とした事業場

- 窯業土石製品製造業（業種中分類1-9）…………… 27事業場（-2）
- 輸送用機械器具製造業（業種中分類1-15）…………… 37事業場（-6）
- 土石採取業（業種中分類2-2）…………… 24事業場（-5）
- 建設業（業種大分類3）…………… 46事業場（-8）

※上記対象は、当署の事業場台帳に情報があり、直近（平成24年4月1日以降）に臨検（定期監督・個別指導）を実施している事業場を除いたもの。

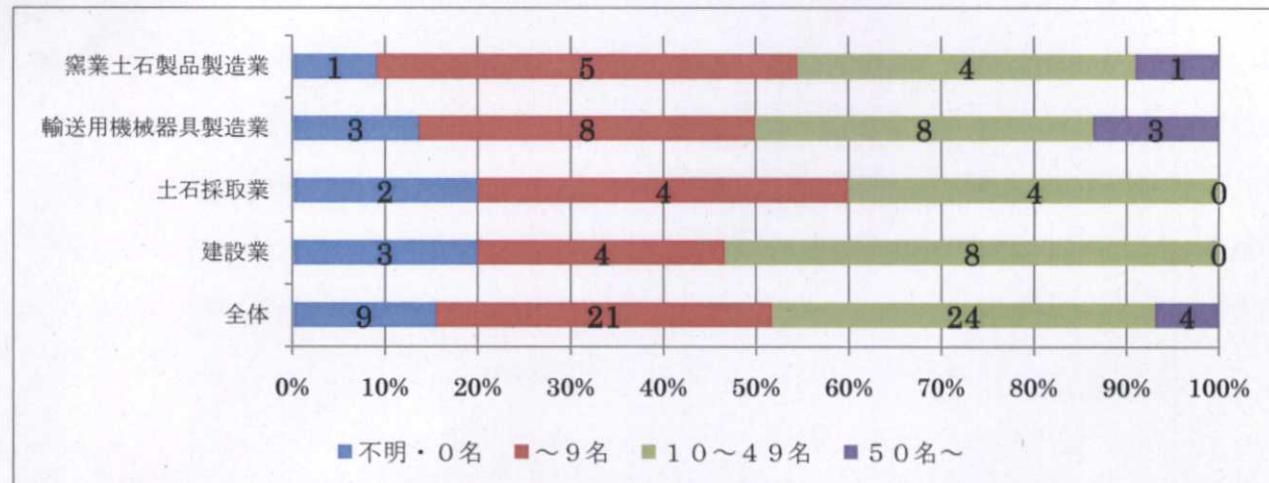
※（ ）内数値は自主点検発送後、事業場廃止や業種変更を確認したもの。

自主点検回答数

- 窯業土石製品製造業（業種中分類1-9）…………… 11事業場（回答率44%）
- 輸送用機械器具製造業（業種中分類1-15）…………… 22事業場（回答率70%）
- 土石採取業（業種中分類2-2）…………… 10事業場（回答率52%）
- 建設業（業種大分類3）…………… 15事業場（回答率39%）

自主点検全体では回答58事業場（対象113事業場）で有効回答率51%であった。

事業場規模別



事業場規模別の回答結果によると、業種により若干のバラつきはあるものの、全体でみると50名未満の事業場が全体の8割近く（77%）を占める状況にある。

労働者数

回答のあった58事業場の全労働者数を合計すると1,043名。そのうち粉じん作業に従事している労働者数の合計は110名であった。自主点検を行った4業種での全労働者数から粉じん作業従事者数の割合をみると10%を占める状況にある。

業種別でみると下記のとおり。

- 窯業土石製品製造業・・・全労働者数169名（内粉じん作業従事15名）割合 8%
- 輸送用機械器具製造業・・・全労働者数622名（内粉じん作業従事11名）割合 1%
- 土石採取業・・・・全労働者数 88名（内粉じん作業従事31名）割合 35%
- 建設業・・・・全労働者数164名（内粉じん作業従事53名）割合 32%

特に、土石採取業と建設業において、粉じん作業に従事する労働者が多い状況が伺える。

☆自主点検の項目別回答結果について

粉じん作業の有無について

問1 (1) 屋外におけるアーク溶接作業

(2) 屋外における手持ち式、可搬式動力工具を用いた岩石又は鉱物の裁断、彫り、仕上げ等の作業

上記の(1)(2)のいずれかを行っていますか

※(1)(2)を併せて、以下「アーク溶接作業等」という。

■ はい 23件

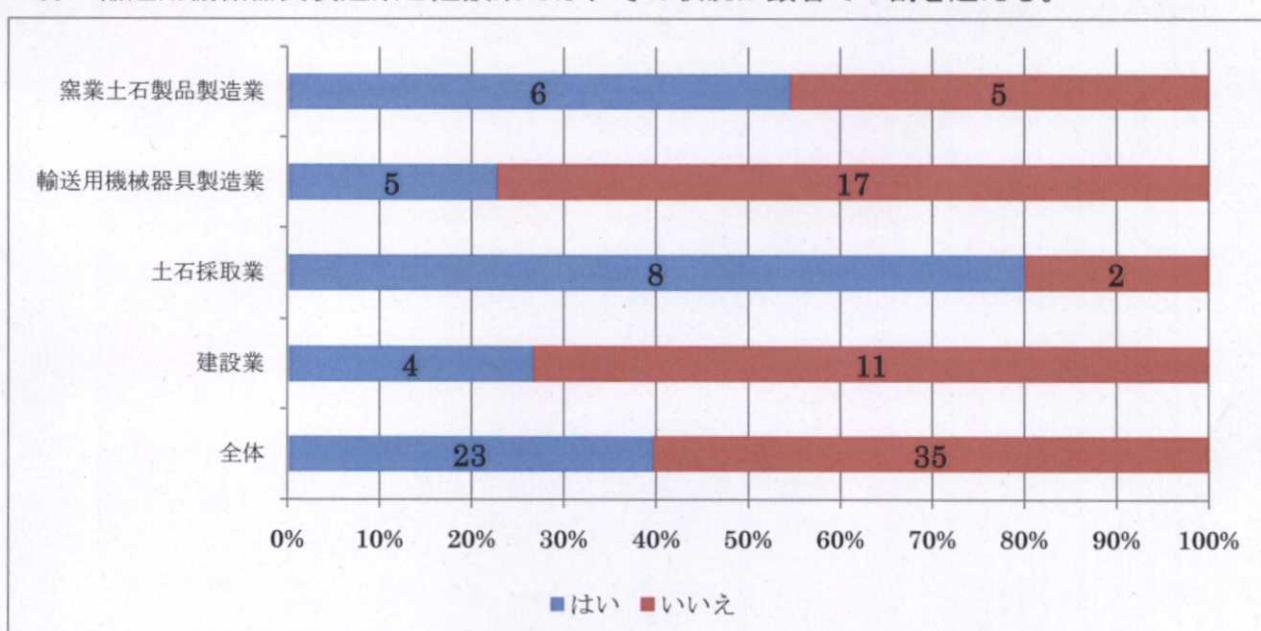
(問2へ)

■ いいえ 35件

(以降の設問は回答不要)

全体の回答では「いいえ」が35件（60%）で「はい」を上回る状況である。

特に輸送用機械器具製造業と建設業では、その状況が顕著で7割を超える。



問2 作業の頻度はどれぐらいですか（回答後問3へ）

■毎日（週5日以上） 1件

（土石採取業1件）

■ときどき（週2～3回程度） 3件

（窯業土石製品製造業1件、土石採取業2件）

■まれ（週1回～月1回程度） 8件

（窯業土石製品製造業4件、輸送用機械器具製造業2件、土石採取業1件、建設業1件）

■ほとんど無い（年数回程度以下） 11件

（窯業土石製品製造業1件、輸送用機械器具製造業3件、土石採取業4件、建設業3件）

アーク溶接作業等の作業頻度について、土石採取業で頻度が高い傾向にある。

アーク溶接作業等を行う事業場のうち、「まれ」+「ほとんど無い」が回答19件(82%)と全体としては、作業頻度が低い状況であることが分かる。

呼吸用保護具の使用について

問3 屋外におけるアーク溶接作業等の際に、呼吸用保護具を着用していますか。

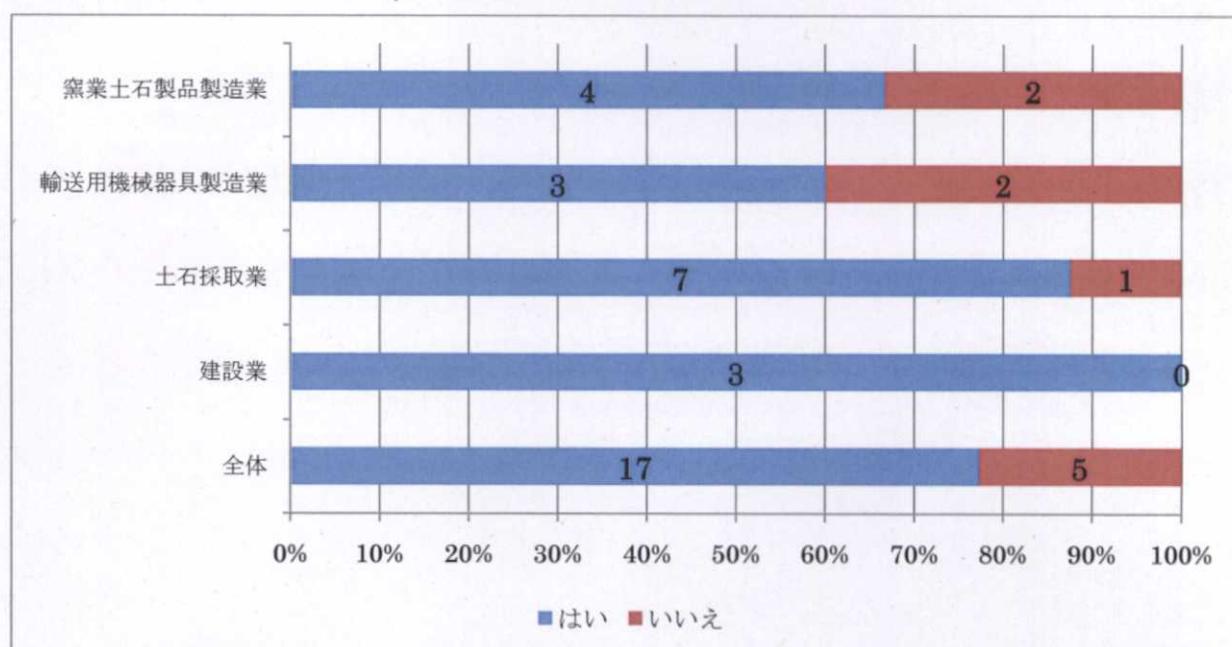
■はい 17件

(問4へ)

■いいえ 5件

(問5へ)

■回答なし 1件



屋外におけるアーク溶接作業等の際に、呼吸用保護具を使用している割合は、全体でみると73%と概ね着用が実施されている状況にある。

しかしながら、業種によりバラつきはあるものの、完全着用に至っていないことから、今後の臨検時等に指導を徹底する必要が見受けられる。

問4 呼吸用保護具は、国家検定合格品を使用していますか

■はい 15件 ■いいえ 3件

(問7へ)

(問6へ)

※点検表の回答数を集計しているため前問の回答数と一部一致しないところがあります。

「いいえ」の回答内訳は、窯業土石製品製造業が2件、建設業が1件。

問5 呼吸用保護具を着用していない理由は何ですか（問3で「いいえ」と答えた場合）

■着用しなければいけないことを知らなかった 2件

(窯業土石製品製造業1件、輸送用機械器具製造業1件)

■作業量が少ない 3件

(輸送用機械器具製造業2件、土石採取業1件)

■呼吸用保護具の値段が高い 0件

なし

■粉じんによる影響が低い 2件

(窯業土石製品製造業1件、輸送用機械器具製造業1件)

■その他 0件

なし

問3の回答にて、屋外におけるアーク溶接作業等を行う事業場で呼吸用保護具を着用していない回答が5件（22%）あり、その理由が問5のとおりである。（複数回答可）

法改正により措置が必要となったことを知らなかったケースや作業量の少なさ、影響の低さなどの理由により着用がされていない状況がみられることから、今後あらためて周知と現場指導を行う必要性が認められる。

問6 使用している呼吸用保護具は何ですか（設問4で「いいえ」と答えた場合）

■送気マスク等呼吸用保護具より上級の措置

なし

■国家検定合格品以外の防じんマスク

(窯業土石製品製造業1件、建設業1件)

■薬局等で市販されているマスク

(窯業土石製品製造業1件)

■その他

なし

国家検定品以外の防じんマスクを使用している事業場が3件あり、一つの事業場では薬局等で市販されているマスクを使用しているとの回答があった。問5での呼吸用保護具を着用していない事業場があるケースを含めて、正しい保護具の選定と使用について、指導を行う必要性が認められる。

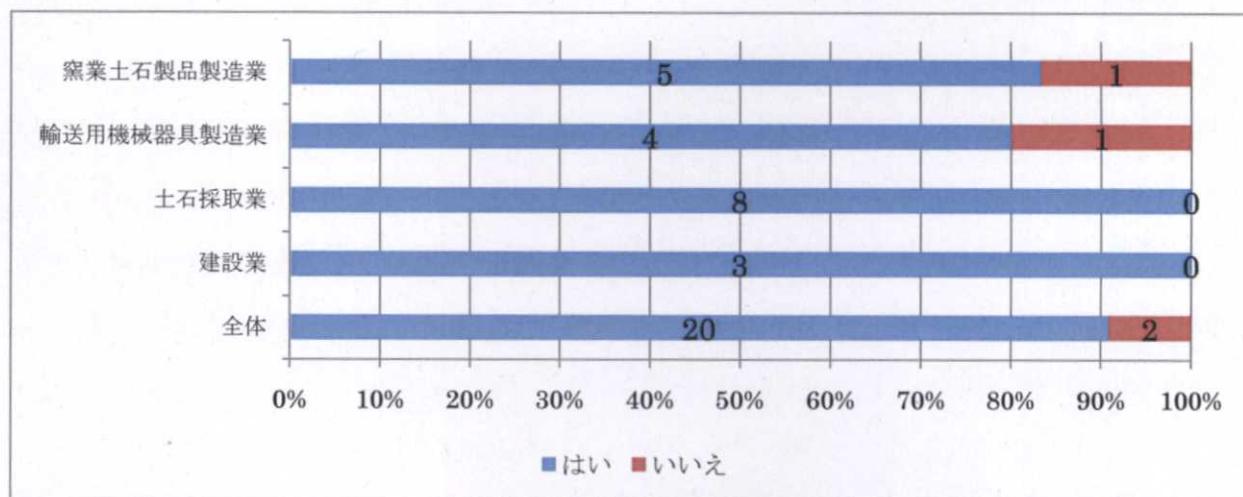
※国家検定品以外の防じんマスクの使用と回答があつた事業場（建設業1件）においては、自主点検後、速やかに国家検定品を発注し、交換する旨の回答であった。

その他の措置について

問7 粉じん作業場以外の場所に、休憩室を設けていますか

■はい 20件 ■いいえ 2件

※点検表の回答数を集計しているため問1の回答数と一部一致しないところがあります。

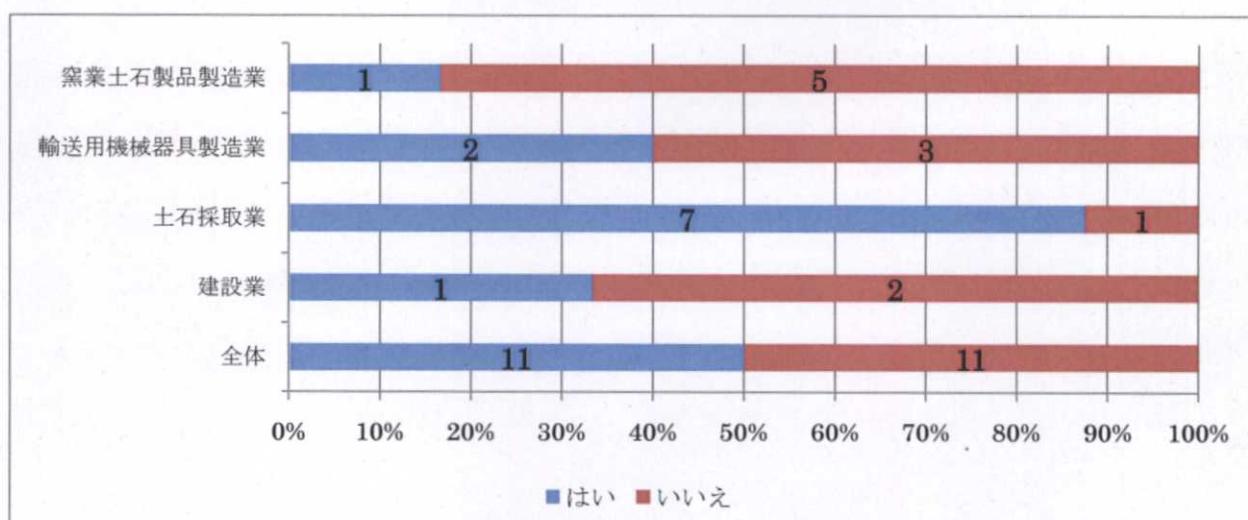


回答結果からみると休憩室の設置率は、9割を超える状況にあり、概ね適正に管理されている状況が見受けられた。

問8 アーク溶接作業等を行う労働者に、定期的にじん肺健康診断を実施していますか

■はい 11件 ■いいえ 11件 ■屋内従事者のみ実施 0件

※点検表の回答数を集計しているため問1の回答数と一部一致しないところがあります。

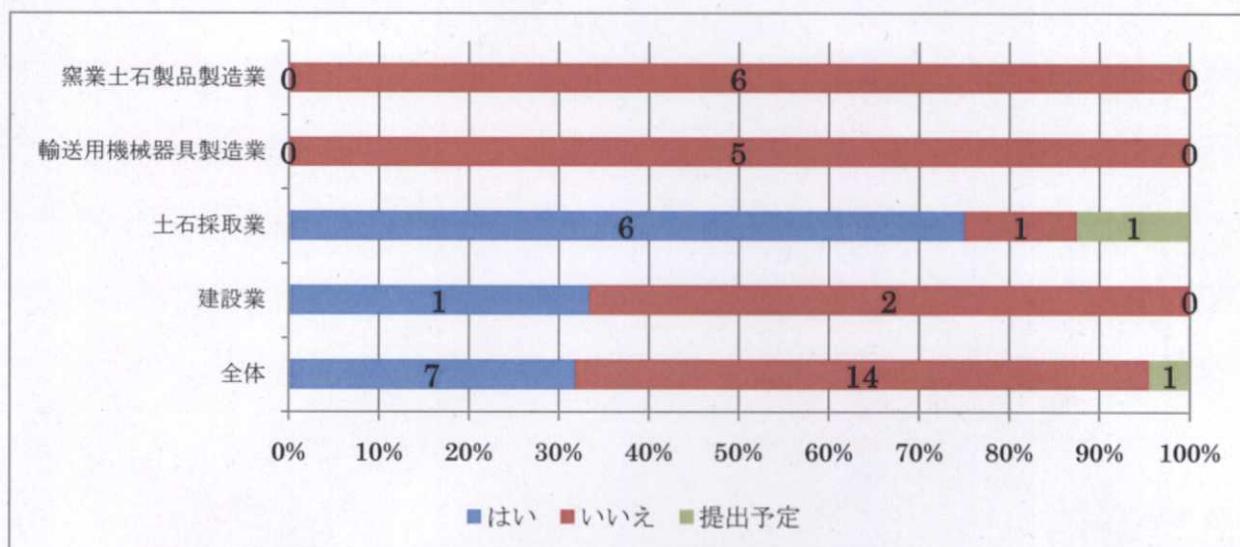


じん肺健康診断の実施状況については、半数の事業場で未実施である状況がうかがえた。特に窯業土石製品製造業では実施率が顕著に低い状況にある。今後、業種別に実施勧奨を徹底する必要性が見受けられる。

問9 じん肺健康管理状況報告を労働基準監督署に提出していますか

■はい 7件 ■いいえ 14件 ■提出予定 1件

*点検表の回答数を集計しているため問1の回答数と一部一致しないところがあります。



問8のじん肺健康診断の実施状況が低いこととあわせて、じん肺管理実施状況報告の提出も低調な状況である。じん肺健康診断実施事業場数から提出状況をみると、提出率が63%である。じん肺健康診断の実施率を上げることと合わせて、労働基準監督署あて提出することを説明する必要性がある。

屋外におけるアーク溶接作業等を行う事業場は、今回の自主点検を行った結果によると、あまり多くない状況であることが推測される。また、当該作業を行う事業場であっても、その頻度はそう多くないと回答であった。作業を行う事業場規模は、大半が50名未満であり、そのうち半数は10名に満たない中小零細規模の事業場である。それらの事業場の回答結果によると保護具の使用率は高いものの、一部の事業場で適正なマスクの使用がなされていないこと。また、健康管理に関して、じん肺健康診断の実施率が低いことなどの問題が散見される状況であった。

(平成25年2月)